

2023年11月13日
株式会社雨風太陽
代表取締役 高橋 博之
問合せ先：経営管理部 03-6278-7890

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「都市と地方をかきまぜる」をミッションとし、当社サービスの利用者、株主、取引先、社員、社会といったあらゆるステークホルダーからの信頼並びに満足度を高めるために、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが必要不可欠と認識しております。この考え方にに基づき、迅速で合理的な意思決定、法令遵守、適時開示の体制強化に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合	316,750	16.61
小橋工業株式会社	244,500	12.82
高橋 博之	233,250	12.23
株式会社丸井グループ	166,750	8.75
大塚 泰造	141,750	7.43
アグリビジネス投資育成株式会社(農林中央金庫信託口)	77,250	4.05
本間 勇輝	75,250	3.95
株式会社メルカリ	75,000	3.93
株式会社ユーグレナ	75,000	3.93
永田 暁彦	51,000	2.67

支配株主（親会社を除く）名	無
---------------	---

親会社名	無
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	グロース市場
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
永田 暁彦	他の会社の出身者													
清水 俊樹	他の会社の出身者							○						
小橋 正次郎	他の会社の出身者							○						

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
永田 暁彦	○	—	上場企業における経営に対する豊富な知識・経験を有しており、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益かつ確かな提言・助言が期待できることから、当社の社外取締役として選任しております。 また、同氏と当社間において、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般

			株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
清水 俊樹		清水俊樹氏は当社の株式を16.61%保有する主要株主であるPNB-INSPiRE Ethical Fund 1投資事業有限責任組合の無限責任組合員であるインスパイア PNB パートナーズの取締役を兼務しており、同ファンドからの役員派遣によるものであります。この関係以外に、当社と同人の間に人的・資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。	多くの会社の取締役を努めており経営に対する豊富な知識・経験を有しており、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益かつ的確な提言・助言が期待できることから、当社の社外取締役として選任しております。
小橋 正次郎		小橋正次郎は当社の株式を12.82%保有する主要株主である小橋工業株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社からの役員派遣によるものであります。この関係以外に、当社と同人の間に人的・資本的關係または取引関係その他の利害関係はありません。	経営者としての専門的知識や豊富な経験を有しており、当社の経営に客観的かつ専門的な視点から有益かつ的確な提言・助言が期待できることから、当社の社外取締役として選任しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役的人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と内部監査担当は毎月一回、監査役会と会計監査人の間では、四半期に一回及び必要に応じて随時、ミーティングを行い連携を図っており、業務執行に関する課題を発見した場合はお互いに連携を緊密にし、課題の解決にあっております。また監査役会は会計監査人と定期的な情報・意見交換を行うとともに、監査結果の報告を受ける等、緊密な連携をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役的人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
大貫 美徳	公認会計士/税理士													
大久保 和樹	弁護士													
吉田 正通	他の会社の出身者													

※1 会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大貫 美穂	○	—	公認会計士としての財務会計・監査に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督および意見を期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏と当社間において、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
大久保 和樹	○	—	弁護士として企業法務・コンプライアンスに精通していることから、法律的側面から客観的・中立的な助言及び監査を期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏と当社間において、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
吉田 正通	○	—	他の複数の会社での監査役としての経験を有していることから企業法務・コンプライアンス分野における豊富な知識・経験を有し、ガバナンス上の課題を事前に解決するための助言・提言を期待し、社外監査役に選任しております。また、同氏

			と当社間において、東京証券取引所の定める独立性に関する要件を満たしており、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはないものと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役1名、社外監査役3名を独立役員に選任しております。独立役員は、取締役会、監査役会に適宜出席し、客観的見地から意見を述べております。なお、選任にあたっては、東京証券取引所の定める「独立役員の確保に係る実務上の留意事項について」に記載の独立性基準を参照し、一般株主と利益相反の生じるおそれの有無等を検討しております。
--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

役職員の意欲向上を図り、企業価値向上に資することを目的として導入しています。
--

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員
-----------------	-----------------

該当項目に関する補足説明

当社のリテンションを高めるとともに当社の業績向上に対する貢献意欲を高めることを目的としています。
--

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。なお、取締役および監査役の報酬等はそれぞれ役員区分ごとの総額開示をしています。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会の決議による取締役及び監査役それぞれの報酬総額限度内で、担当する役割、業績等を勘案して、取締役の報酬は取締役会で決定し、監査役の報酬は監査役会の協議によって決定しています。各取締役の報酬は固定報酬を原則としていますが、株主と取締役の利害共有を図るため取締役の報酬として新株予約権を発行しており、今後においても発行する可能性があります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役、社外監査役をサポートする専任担当者はおりませんが、コーポレート部門より取締役会資料を事前配布し、検討する時間を確保するとともに、必要があれば事前に説明等を行い適切な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会) 取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行うほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催することとなっております。取締役会では、法令及び定款に定めのあるもののほか経営に関する重要な意思決定を行っており、各取締役から担当する業務執行の状況報告を行わせることで情報共有に努めております。取締役会は、代表取締役高橋博之を議長として、取締役大塚泰造、取締役岡本敏男、取締役権藤裕樹、取締役相澤

まどか、社外取締役永田暁彦、社外取締役清水俊樹、社外取締役小橋正次郎の8名で構成されております。また、取締役会には監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

(監査役会)

当社の監査役会は、原則として月に1回開催しているほか、必要に応じ、臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び「監査役監査基準」に基づき、取締役会への意思決定の適法性について意見交換するほか、常勤監査役による各事業部門に対する監査役監査の結果報告に基づき、協議・意見交換をしております。また、原則として監査役の全員が定時取締役会及び臨時取締役会に出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べるとともに、取締役へのヒアリングを行い、情報を収集しております。

監査役会は、常勤監査役大貫美穂を議長として、社外監査役大久保和樹、社外監査役吉田正通の3名で構成されています。3名全員が社外監査役であり、うち公認会計士1名、弁護士1名を含みます。

(会計監査人)

当社は、EY 新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

(内部監査)

当社では独立した内部監査担当部署は設置していませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人が会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の増進を図るため、内部監査を運用しています。なお、内部監査人は自己の所属する部門の監査をすることができないものとしており、代表取締役が他部門又は社外から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。各監査役及び外部監査人とも連携し、経営改善が図れるよう指摘事項の適時適切な指摘と改善報告の実施を行っております。

(経営会議)

経営会議は、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図ることを目的として、社内取締役及び常勤監査役に加え、必要に応じて経営会議が指名した者で構成されています。経営会議は、原則として毎週1回開催しているほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会へ付議される事項を含む重要な事項に関する討議、各取締役の担当する業務に関する情報共有等をする機関としての役割を果たしております。

(リスク・コンプライアンス委員会)

当社では財務報告に係る内部統制の基本規程及びリスクマネジメント規程に基づき、代表取締役を議長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、法令等の遵守の観点から、財務報告に係る内部統制の整備ならびに運用が適切に行われ、財務報告に虚偽記載の発生するリスクが管理されているかどうかを監督しているほか、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役高橋博之を委員長として、取締役大塚泰造、取締役岡本敏男、取締役権藤裕樹、取締役相澤まどか、常勤社外監査役大貫美穂、経営管理部長及びその他必要と認めた部長・関係者で構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するほか、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図るために経営会議を設置するとともに、各種リスクの網羅的な把握及び対応を目的としたリスク・コンプライアンス委員会を設置しております。また、日常的な業務監査等を行う役割として内部監査人を配置しており、これらの各機関が相互に連携することによって、継続的な企業価値の向上を図っております。

以上のような企業統治の体制により、健全性と透明性の高いガバナンス体制を維持できるものと判断し、現在の体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案を検討するための時間を確保できるよう、株主総会の招集通知の早期発送に努めて参ります。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの株主に出席いただけるよう、他社の状況を勘案し集中日を避けて定時株主総会の開催日を設定する方針です。
電磁的方法による議決権の行使	今後状況に応じて検討すべき事項として認識しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後状況に応じて検討すべき事項として認識しております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後状況に応じて検討すべき事項として認識しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにIR専用のページを開設し公表していく予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の定期開催を検討していく予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	アナリスト及び機関投資家向け説明会の定期開催を検討していく予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	現時点では未定ですが、今後株主構成に応じて必要性が認識された場合に検討していく予定です。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにIR専用のページを開設し、決算情報、適時開示情報等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	取締役コーポレート部門長が担当する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主・投資家・顧客をはじめとする様々なステークホルダーからの信頼を得ることを経営課題の一つとして認識しております。「情報開示規程」に基づき、ステークホルダーに対して適時適切かつ公平な情報提供を積極的に行う予定です。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、生産者とコミュニケーションを取りながら食材を直接購入できるCtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」、地方に長期滞在し生産者の下で自然体験をする教育旅行「親子地方留学」、ふるさと納税の仕組みを用い地方へ分散納税しながら生産者から返礼品が直接届く「ポケマルふるさと納税」の運営を通じ、都市と地方をつなぎ社会貢献や地方創生の取組みを行ってまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	IR専用ページや決算説明会等を通じ、ステークホルダーに対する情報開示を行っていく方針です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として 2022 年 5 月 18 日開催の取締役会にて、内部統制システム基本方針を定めています。内部統制システム基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用の概要は以下の通りです。

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。また、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。

(2) 他の業務部門から独立した内部監査人は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役へ報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。

(3) 法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」等に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。

(2) 取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は「リスクマネジメント規程」を定め、当社において発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。

(2) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。

(3) 内部監査人は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。

(2) 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。

(3) 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に 1 回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。

5. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。

(2) 当該使用人については、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査役は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査役の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。

(3) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

6. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制

(1) 当社の監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

(2) 当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する

重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。

7. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規程」に明文化するとともに、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。

(2) 監査役は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できる。

10. 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況

(1) 「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、いかなる名目の利益供与も行わず、また、反社会的勢力からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底する。

(2) 必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」を制定し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益提供も行わず、反社会的勢力との関わりを遮断することを基本方針としています。また、取引先がこれらと関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合に取引を解消することを目的として、反社会的勢力対応規程とは別途、実務手続きを定め運用しております。

経営管理部を反社会的勢力に係る対応についての主管部署と位置付け、役員および従業員が基本方針を遵守するよう社内教育を実施しております。

反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、警察、暴力追放運動推進センター、顧問弁護士等の外部専門機関の協力を要請し、緊密な連携をした上で有事の際の協力体制を構築するものとしております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

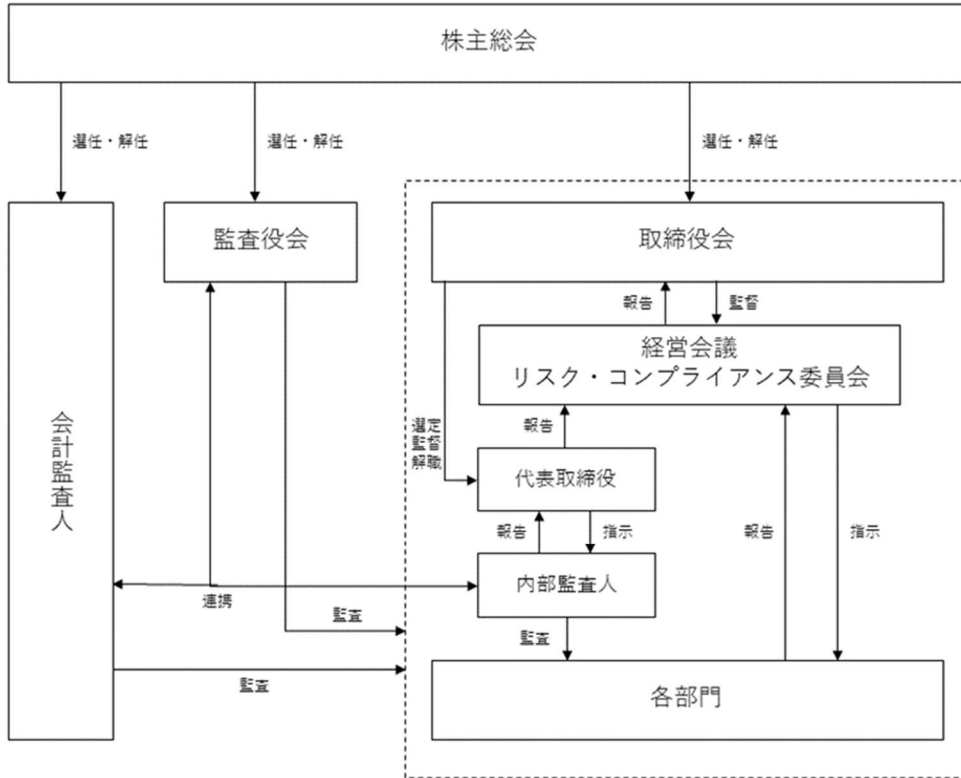
該当項目に関する補足説明

—

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制図及び適時開示手順に関するフローの模式図を以下に参考資料として添付します。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】





以上